

議 会 運 営 委 員 会

令和6年3月18日(月)

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕坂田総務部長、猪狩総務課長、勝手総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記

議 題

1 令和6年6月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料1

2 重要案件の意見交換会の案件について

資料2

3 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直し
について

資料3

4 一般質問の持ち時間について

資料4

5 議案質疑における質疑の回数等について

資料5

6 その他

令和6年6月定例会議日程(案)

資料1

		期間	日程案	会場	開始時間等	備考
5月	15日	(水)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～	
	16日	(木)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～	
	17日	(金)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	18日	(土)				
	19日	(日)				
	20日	(月)				
	21日	(火)				
	22日	(水)				
	23日	(木)				
	24日	(金)	全員協議会	全員協議会室	10時～	
	25日	(土)				
	26日	(日)				
	27日	(月)				
	28日	(火)				
29日	(水)					
30日	(木)					
31日	(金)					
6月	1日	(土)				
	2日	(日)				
	3日	(月)	請願・陳情・意見書・決議書締切			【締切】 13時
	4日	(火)				
	5日	(水)				
	6日	(木)	一般質問通告書メール、FAX受付締切			【締切】 11時
	7日	(金)	一般質問通告締切			【締切】 11時
	8日	(土)				
	9日	(日)				
	10日	(月)	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 13時30分～	
	11日	(火)				
	12日	(水)				
	13日	(木)	一般質問説明用パネル提出締切			【締切】 12時
	14日	(金)				
	15日	(土)				
	16日	(日)				
	17日	(月)	1 開会 提案説明 全員協議会 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 全員協議会室 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後	
	18日	(火)	2 一般質問	議場	10時～	
	19日	(水)	3 一般質問	議場	10時～	
	20日	(木)	4 一般質問	議場	10時～	
	21日	(金)	5 一般質問	議場	10時～	
	22日	(土)	6			
	23日	(日)	7			
	24日	(月)	8 議案質疑	議場	10時～	
	25日	(火)	9 総務文教委員会	全員協議会室	10時～	
	26日	(水)	10 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～	
	27日	(木)	11 産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	28日	(金)	12 予算決算委員会 討論通告期限	全員協議会室	10時～	【締切】 17時
	29日	(土)	13			
	30日	(日)	14			
7月	1日	(月)	15 休会 対抗討論通告期限			【締切】 13時
	2日	(火)	16 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 全員協議会室 第4委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後	
	3日	(水)				
	4日	(木)				

令和6年3月6日

議会運営委員会

委員長 柳 楽 真智子 様

総務文教委員会 委員長 芦 谷 英 夫

福祉環境委員会 委員長 三 浦 大 紀

産業建設委員会 委員長 川 上 幾 雄

重要案件の意見交換会の案件の提出について（回答）

令和6年2月19日付で依頼のありました標記の件について、委員会を開催し協議した結果、下記のとおり回答いたします。

記

◆総務文教委員会

1	歴史文化保存展示施設について
2	まちづくり施策について
3	公共交通について
4	スポーツ施設の在り方について

◆福祉環境委員会

1	子育て支援について
2	地域医療・介護の在り方及び健康寿命の延伸について
3	環境問題について
4	障がい者支援について

◆産業建設委員会

1	漁港エリア活性化について
2	農林業問題について
3	商業エリア活性化について
4	観光について

浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

6 付記事項(浜田市特別職報酬等審議会の答申結果から抜粋)

- (1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。政務活動費は、議員が行う調査研究や広聴等、市政の課題や市民の意志を把握し、市政に反映させる活動や住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものであることから、当該制度の積極的な活用をお願いする。
- (2) 政務活動費の用途基準等については、公正性及び透明性を確保する制度設計となっており客観的に評価できるものであるが、引き続き政務活動費の効果的・効率的な運用が図れるよう、対象となる経費や支給要件等について検討をお願いする。また、特に視察や研修については、その活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかがわかるよう併せて検討をお願いする。

会派	意見
山水海	<p>(1)①積極的な会派活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策グループとしての機能を強化するための勉強会や視察を行い、政策提言に繋げる。 ・政務活動の中に会派活動(一人の場合もある。)を努力義務化する。 <p>→会派活動計画を事前に提出する。</p> <p>②積極的な議員活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の質を高めるための調査研究や情報収集を行い、政策提言に繋げる。 <p>→議員活動の報告チラシ等を政務活動費の対象とする。</p> <p>(2)について</p> <p>①用途基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のものを再度検討する。※変更ありきではない <p>②成果を活動に繋げる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的を明確にすること。 ・その必要性について説明責任を果たせるような報告書を提出する。

<p>超党みらい</p>	<p>(1) 執行率の隔たりを緩和し積極的な活用を目指しては、議会の年間計画表に想定される委員会なども可能な限り織り込み、その隙間を活用して視察等の調査活動や研修が積極的に実施できるように配慮するようにする。</p> <p>問題意識を共有して市政や議会活動に反映できるように視察等の計画は議員間で互いに紹介し合って、共有する問題に対して共同して取り組む環境をつくるようにする。</p> <p>(2) 政務活動の対象となる経費や支給要件については、議会運営委員会で必要に応じて適宜見直しを検討する。</p> <p>透明性は当然確保しながらも事務作業が繁雑にならないような対応に留め、バランスを取った形の方がより積極的な活動がしやすい。</p> <p>視察や研修における議員活動への反映については、報告の中の所感で「一般質問で取り上げたい」とか、「委員会で提案協議してみたい」などと具体的に活用方針を記述することとする。</p>
<p>創風会</p>	<p>(1) 積極的な活用を行う。</p> <p>(2) 使い方について明確な手順を踏めば現行どおりで問題ない。</p>
<p>公明クラブ</p>	<p>(1) コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、研修会や講演会のオンライン化が増えていることから、この活用も積極的に行うことは有効だと考える。</p> <p>また、活動費が増額された場合には、これまでの後払い方式では使いにくいことが想定されるため、前払いも含め支給方法の検討も必要と考える。</p> <p>(2) 年度末に各議員が政務活動費についての報告書を出す時に、活用方法や結果・成果があれば記載できるような報告書の様式にする。</p>

浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

令和5年12月13日付けで議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について、浜田市特別職報酬等審議会から答申あり。

今後、政務活動費について、「6付記事項」に対する対応を検討する必要がある。

【答申内容】

- 1 市長、副市長及び教育長の給料の額（内容省略）
- 2 浜田市議会議員の議員報酬の額（内容省略）
- 3 期末手当の役職加算（内容省略）
- 4 期末手当の支給月数（内容省略）
- 5 浜田市議会議員の政務活動費の額

(1) 政務活動費

年額 100,000 円を年額 240,000 円に改定（140,000 円増）

(2) 改定とする理由

政務活動費については、他団体との比較において低い状況にあり、議員活動の活性化に支障が生じているものと思慮する。令和元年度の当審議会において、「透明性の確保を前提として、議会側による支給対象経費や使途基準等の見直しの検討結果を踏まえ、次回の当審議会開催時において増額について審議をお願いすることとする。」と答申しており、議会内での支給対象経費や使途基準等の検討状況を確認した結果、十分な調査研究活動等ができるよう増額改定が適当であるとの結論に至ったものである。なお、支給額については、山陰他市及び全国的な支給事例を踏まえ、判断したものである。

6 付記事項

- (1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。政務活動費は、議員が行う調査研究や広聴等、市政の課題や市民の意志を把握し、市政に反映させる活動や住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものであることから、当該制度の積極的な活用をお願いする。
- (2) 政務活動費の使途基準等については、公正性及び透明性を確保する制度設計となっており客観的に評価できるものであるが、引き続き政務活動費の効果的・効率的な運用が図れるよう、対象となる経費や支給要件等について検討をお願いする。また、特に視察や研修については、その活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかがわかるよう併せて検討をお願いする。

県内8市一般質問時間（令和6年2月19日確認）

	現在の一般質問時間	コロナ対応	会派代表質問
松江市	概ね30分以内（持ち時間）	特になし	一般質問と同様
出雲市	45分（答弁含む）	特になし	60分（答弁含む） ※3月のみ実施
益田市	60分（答弁含む）	特になし	一般質問と同様
大田市	30分～1時間（答弁含む）	特になし	制度なし
安来市	40分（答弁含む） ※令和5年12月から	コロナ前は50分 コロナ期間は30分	会派の人数×20分、上限90分 （答弁含む）
江津市	50分（答弁含む）	特になし	制度なし
雲南市	30分（持ち時間） ※令和3年6月に元に戻す	コロナ前は30分 コロナ期間は20分（令和2年6月～令和3年3月）	30分（持ち時間）

浜田市 コロナ前：30分（持ち時間）、現在：20分（持ち時間）

議案質疑における質疑の回数等について

令和6年2月29日(木)議会運営委員会にて、「議案質疑における質疑の回数について、**回数をなくして、1問1答として欲しい**」との要望あり。

[理由]

- ・質疑の趣旨に添わない答弁や質疑の要旨が判別しないときの再質問も1回とカウントされる
- ・1つの質疑で多くの項目を論じる場合、内容理解の答弁時の確認も1回とカウントされる

[参考]

浜田市議会会議規則

(発言の通告及び順序)

第50条 会議において発言する議員は、議長の定めた期間内に、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

- 2 発言通告書には、質問、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

(発言の時間及び回数の制限)

第55条 議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限することができる。

- 2 議長は前項の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

申し合わせ事項「第1章 会議 第7節 発言」(質疑)

- 1 質疑の回数は1議題につき3回までとする。ただし、議長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 2 議案に対する質疑は会議規則で事前通告制となっているが、当面挙手により議長が許可することとする。事前通告制を行う場合は、事前に議会運営委員会で協議する。
- 3 委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等に基本的な考えを質す場合を除き、質疑は委員会で行う。